

地域の評価・見直しの位置づけについて

「都市再生基本方針」（都市再生本部で案を作成し閣議決定）を改正し、地域の評価・見直しを位置づける方向で検討

改正概要（案）

○都市再生基本方針に項を新設

参考：目次イメージ

第三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

- 1 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定基準
- 2 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の進め方
- 3 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における施策の集中的実施
- 4 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の整備に当たっての配慮等
- 5 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の評価及び見直し（新設）

○以下のような内容を記載することを検討中

- ・ 既に指定されている都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域で指定後一定期間を経過したものを対象に、取組の状況等を定期的に評価
- ・ その結果を踏まえ、必要に応じて指定の見直し及び地域整備方針の見直しを実施
- ・ 評価の視点は以下のとおり
 - ア 上位計画、関連計画における位置づけ
 - イ 都市再生に係る事業の進捗状況
 - ウ 都市再生の効果

（特定都市再生緊急整備地域については、国際競争力強化の観点を重視）

※具体的な方法については「都市再生緊急整備地域 既指定地域における評価マニュアル」に依ることとする。（改正法施行時に発出する通知文書にて周知する予定）